

新のびのび塩竈っ子プラン（案）へのご意見について

ご意見	事務局の考え方
第2章	
○子育て世帯の推移について P.8	
図 2.5 と図 2.6 で一般世帯を右に、子どもがいる世帯左としては。	図 2.5 では、一般世帯に比べて子育て世帯が減っていること、図 2.6 では同じく一般世帯に比べてひとり親世帯が増えていることを示す図になっています。一般世帯と比較対象では数値に大きな開きがあるため、一つの図で比較ができるようにこのような表し方となりました。
○施策の評価について P.15	
E・F に関しての説明がない	評価については、別紙のとおり見直し、修正しました。
○用語について P.15	
目次「5 施策の進捗評価」、第2章「5 施策の評価」となっている統一したほうが良い。	ご指摘のとおりですので、修正しました。
第3章	
○地域型保育事業の位置づけについて P.32	
「教育・保育事業」、「地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」の3つに分かれているが、「地域型保育事業」は「教育・保育事業」の1つではないか。	ご指摘のとおりですので、修正しました。
第4章	
○病児保育について P.47	
病児保育の提供体制の確保策の中で、期間について記載はないが、未定であればその旨を記載した方が、具体的であることが望ましい。	病児保育については、現在検討中のため記載をしませんでした。今回の会議でご意見を伺いたいと思います。
○妊婦健康診査事業について P.49	
分娩時期に近づくにつれ受診しない方が増えるのはなぜなのか。もっと他につながる問題になりうるのか気になります。どんな理由があるのでしょうか。	分娩時期に近づくにつれ受診と受診の期間が短くなることが一つの要因として考えられます。また、病院によっては追加の検査項目等があり追加費用が発生する場合があることや、妊娠の状態から、早期に入院してしまうことが考えられます。

第5章	
小児医療の充実 P.55	
せめて市立病院は午前・午後と小児診療をしてもらえると助かります。	<p>市立病院では、現在常勤の小児科医がいない状況です。病院では医師を探しているところですが、小児科医不足により見つかっていません。現在は、大学病院から医師を週4日派遣してもらっており、時間も午前・午後の勤務とはなっていますが、常勤ではないため、体制としては十分とは言えない環境です。</p> <p>また、今後の小児医療の方針として、地域で集中して充実した体制を整えることになり、医師の派遣は、1つの病院に集中して派遣を行い、小児医療を整えます。残念ながら、仙台医療圏において市立病院はその集中する病院になる可能性は少ないものと思われ、小児医療を継続するには、常勤の小児科医の確保が課題となります。</p>
保育ニーズへの的確な対応 P.58	
「認可保育施設の運営の充実」に地域型保育施設に関する事業は含まないのか。全体的に地域型保育事業の位置づけが分かりにくいと感じた。	地域型保育事業については、計画では実施されないことを前提に作成しています。そのため、施策として確かに指摘の場所に関する事業になりますが、記載をしておりません。記載が必要かどうかについて現在検討を行っているところです。
「認可外保育施設での保育の促進」は認可外保育所のみを対象とするものか。保育ママは含まれるのか。	認可外保育所のみを対象とします。塩竈市では保育ママに対する補助など現在は実施しておりません。
「保育所の受入枠の拡大」には認定こども園は含まれないのか。	計画期間中に認定こども園の創設または移行については未定であり、認定こども園を市の施策として進めていかないため、記載しておりません。記載が必要かどうかについて現在検討を行っているところです。
「特別な支援を必要とする保育の充実」という表現に違和感を覚えた。特別な支援を必要とする子どもの保育など他の表現の方が良いのではないのか。	「特別な支援を必要とする子どもの保育の充実」に修正します。

<p>子育てを支援する就労環境づくり P.59、P.60</p>	
<p>小さい子供がいて働いている女性が多い職場や理解のある職場など、ハローワークなどで紹介してもらえたりすることが出来れば女性ももっと社会に出ようと思うのでは。子供のいる女性が働きやすいどうか、会社に入ってみないと分からない所がほとんどで、それがネックで一步踏み出せない人も多いと思う。難しいとは思いますが…。</p>	<p>働く女性にとって、職場の理解は、働く意欲に大きな影響を与えます。会社が子育てしやすい環境かどうかは非常に重要であり、その情報は、会社が自ら発信しない限り、得る方法がありません。最も多くの会社の情報を持っているのは、ハローワークです。少しでも女性が働きやすくなるような情報を発信できるように、今後ハローワークに働きかけるなどの対応が必要です。</p>
<p>子どもの看護休暇について具体的に進めていただきたい。</p>	<p>子どもの看護休暇制度とは、育児・介護休業法に定められている休暇で、小学校就学前の子どもの養育する労働者が、事業主に申出た場合、1年度中に5日まで病気やけがをした子の看護のために、休暇を取得させる制度です。</p> <p>子どもの看護休暇制度は、就業規則の絶対的必要記載事項にあたりますので、事前に制度として就業規則などに規定しておくべきものです。</p> <p>利用促進に向けて、育児休業など他の制度とあわせて制度の周知を図っていきたいと思います。</p>
<p>助成制度の普及 P.62</p>	
<p>「乳幼児医療費の一部助成」は「義務教育期間中の医療費の一部助成」という事業内容と合っていない。</p>	<p>「子どもの医療費の一部助成」に修正いたします。</p>
<p>非行防止の推進 P.68</p>	
<p>民生委員・児童委員との連携が欠かせないので、標記してほしい。</p>	<p>事業で記載します。</p>
<p>児童虐待防止 P.74</p>	
<p>民生委員・児童委員との連携が欠かせないので、標記してほしい。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会のメンバーに民生委員児童委員協議会が含まれています。</p>

<p>援助が必要な子ども・家庭への支援の充実 P.78</p>	
<p>障害児保育の充実は具体的には如何なる方法で実施されるのか。</p>	<p>補助金を活用して障害児受け入れのために保育士を加配する事業を私立園 3 園で実施しています。仲よしクラブでも 1 クラブに 1 名の加配を行っています。今後も継続・拡充をしていきたいと思ひます。</p>
<p>障害児と健常児が共に学ぶことの必要性をこのプランの中で説明することも大事だと感じます。これは、各施設でかような説明を申し上げると、時に障害児の保護者に精神的な負担を掛けかねないと思うからです。</p>	<p>障害児を集団の中で保育することにより、児童の健全な社会性の成長発達が促進されるとともに、ノーマライゼーションが根付くものと考えます。プランの中にも盛り込みたいと思ひます。</p>
<p>資料編</p>	
<p>○少子化対策の背景と新制度の概要 P.93、P95</p>	
<p>図 4 にある「■施設型給付」の幼稚園と現行のままの幼稚園を区別できるようにした方が良くと思ひます。</p>	<p>修正いたします。</p>
<p>図 6 にある就園奨励費補助のなかで「(個人に給付)」とありますが、「個人」を「家庭」か「保護者」にした方が良くと思ひます。</p>	<p>「保護者に支給」に修正いたします。</p>
<p>その他</p>	
<p>幼児教育に関して国の方針が定まらないものがあり、所々に具体性を欠く表現が多いように感じます。</p>	<p>実施事業名等の記載がないものについては具体性を欠くと感じられると思ひます。具体的事業・事業内容で方向性を定め、個々の事業を実施してまいります。</p>